

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する
法律の一部を改正する法律案

参照条文 目次

○ <u>財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する 法律 e-Gov 法令検索</u>	1
○ <u>財政法 e-Gov 法令検索</u> (抄)	3
○ <u>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	4
○ <u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	6

令和3年4月1日 施行 現在施行

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十三号）

Law RevisionID:424AC0000000101_20210401_503AC0000000013

平成二十四年法律第百一号

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和三年度から令和七年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「経済・財政一体改革」とは、我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

（令和三年度から令和七年度までの間の各年度における特例公債の発行等）

第三条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和三年度から令和七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、当該各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、当該各年度の翌年度の四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（特例公債の発行額の抑制）

第四条 政府は、前条第一項の規定により公債を発行する場合においては、同項に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

附 則 （令和三年三月三十一日法律第一三三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第一項及び第二項並びに第四条の規定は、令和三年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

2 旧法第三条第一項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

令和3年9月1日 施行 現在施行

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号） 閣法

Law RevisionID:322AC0000000034_20210901_503AC0000000036

昭和二十二年法律第三十四号

財政法

第一章 財政総則

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

③ 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:422AC0000000008_20250601_504AC0000000068

平成二十二年法律第八号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税特別措置 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、国際観光旅客税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の特例で、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二 法人税関係特別措置 租税特別措置のうち租税特別措置法第三章の規定によるものをいう。

三 納税者 国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項、第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

- 五** 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。
- 六** 適用額 各法人税関係特別措置の適用を受けた法人がその適用を受けたことにより増
加し、又は減少した税額、所得の金額その他の財務省令で定める金額をいう。
- 七** 適用額明細書 法人税申告書を提出する法人が、当該法人税申告書に係る事業年度に
おいて適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額その他の法人税関係特別措置
の適用の状況の透明化を図るために必要な事項として財務省令で定める事項を記載した
一覧表をいう。
- 八** 適用実態調査 財務大臣が、租税特別措置の適用の実態を把握するため、第四条の規
定に基づき行う調査をいう。
- 2** 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する
法人課税信託（次項において「法人課税信託」という。）の受託者である個人は、法人と
みなして、この法律の規定を適用する。
- 3** 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託
資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律の規定を適用する。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十
八号） 閣法

Law RevisionID:330AC0000000179_20250601_504AC0000000068

昭和三十年法律第百七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げる
ものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をい
う。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間
接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付する
もの
- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付
の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号
の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十
一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各
省各庁の長をいう。